

商品概要説明書 【定期積金】

2019年4月1日現在

1. 商品名	・定期積金
2. 販売対象	・個人および法人のお客さま
3. 期間	・6か月以上 60か月以内
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・契約期間中毎月1回、所定の払込日に掛金の払込みができます。 ・1,000円以上 ・1,000円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
6. 利息 (給付補填金) (1)適用金利 (2)給付補填金の支払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・契約時に通帳に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税金	・個人のお客さまの給付補填金には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（なお、マル優はご利用できません）。 *2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税（国税15%×2.1% → 0.315%）」が課税されます。 ・法人のお客さまは総合課税となります。
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による払込みができます。
10. 期限前解約時の取扱	・原則として満期日前に解約することはできません。やむを得ない事情で満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により計算した利息とともに払戻します。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60% (小数点第4位以下切捨て。ただし、解約日の普通預金利率を下限とする。)
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭のマルチメディア情報表示画面または当金庫ホームページの 「金利のご案内（円預金金利）」 をご覧ください。
12. 預金保険の適用	・預金保険制度の対象預金です。1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息が保護されます。

<p>13. 苦情処理措置 ・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>14. その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。

川崎信用金庫